

議案第 32 号

専決処分（令和 6 年度野々市市一般会計補正予算第 8 号）の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

野々市市長 栗 貴 章

専決第3号

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度野々市市一般会計補正予算を次のとおり専決する。

令和6年度野々市市一般会計補正予算（第8号）

令和6年度野々市市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ164,167千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,981,256千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和7年3月31日専決

野々市市長 栗 貴 章

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 利子割等交付金		211,000	100,000	311,000
	2 配当割交付金	35,000	23,000	58,000
	3 株式等譲渡所得割交付金	30,000	59,000	89,000
	4 法人事業税交付金	144,000	18,000	162,000
6 地方交付税		2,958,107	91,000	3,049,107
	1 地方交付税	2,624,670	91,000	2,715,670
10 国庫支出金		4,864,222	12,652	4,876,874
	1 国庫負担金	3,402,100	△5,000	3,397,100
	2 国庫補助金	1,448,829	17,652	1,466,481
11 県支出金		1,784,691	△11,683	1,773,008
	1 県負担金	1,260,037	△2,500	1,257,537
	2 県補助金	408,229	△9,183	399,046
13 寄附金		123,755	2,964	126,719
	1 寄附金	123,755	2,964	126,719
14 繰入金		672,524	△16,227	656,297
	1 基金繰入金	672,523	△16,227	656,296
16 諸収入		721,076	△2,139	718,937
	3 貸付金元利収入	10,299	△10,000	299
	4 受託事業収入	80,485	△10,000	70,485
	5 雑入	625,286	17,861	643,147
17 市債		2,740,663	△12,400	2,728,263
	1 市債	2,740,663	△12,400	2,728,263

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
補正されなかった款に係る額		10,741,051	0	10,741,051
歳入合計		24,817,089	164,167	24,981,256

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,190,339	△7,000	2,183,339
	1 総務管理費	1,694,007	△7,000	1,687,007
3 民生費		11,699,289	△64,035	11,635,254
	1 社会福祉費	4,156,430	△7,035	4,149,395
	2 児童福祉費	6,644,880	△57,000	6,587,880
4 衛生費		1,495,826	△19,998	1,475,828
	1 保健衛生費	1,036,179	△19,998	1,016,181
7 商工費		350,889	190,000	540,889
	1 商工費	350,889	190,000	540,889
8 土木費		1,995,155	△13,800	1,981,355
	2 道路橋梁費	616,055	7,200	623,255
	4 都市計画費	1,116,626	△21,000	1,095,626
10 教育費		4,073,318	79,000	4,152,318
	1 教育総務費	306,572	100,000	406,572
	4 社会教育費	1,552,575	△10,000	1,542,575
	5 保健体育費	1,405,216	△11,000	1,394,216
補正されなかった款に係る額		3,012,273	0	3,012,273
歳 出 合 計		24,817,089	164,167	24,981,256

第2表

地 方 債 補 正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
児童福祉施設改修事業	726,900	普通貸借 又は 証券発行	6%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借入先の融資 条件による。 ただし、市財 政その他の都 合により据置 期間及び償還 期間を短縮し、 若しくは繰上 償還又は低利 に借換えする ことができる。	710,900	普通貸借 又は 証券発行	6%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借入先の融資 条件による。 ただし、市財 政その他の都 合により据置 期間及び償還 期間を短縮し、 若しくは繰上 償還又は低利 に借換えする ことができる。
道路整備事業	209,400				210,000			
給食センター改修事業	424,400				427,400			